



「臨時福祉給付金（経済対策分）」の “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取” にご注意ください。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う影響を緩和するため、支給対象者の方には、「臨時福祉給付金（経済対策分）」が支給されますが、以下についてご注意願います。

なお、朝日町の申請期間は、5月1日から8月1日です。

「臨時福祉給付金（経済対策分）」に関して

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（経済対策分）」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、朝日町役場担当や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659

重度心身障害者タクシー料金助成事業 と障害者自動車燃料費用助成事業

朝日町では、障がいのある方の外出や社会参加の促進を図ることを目的として、次の2つの事業を行っています。これらの事業はどちらか一方の助成を選択することになります。

助成を希望される方は、必要書類を揃えて保険福祉課窓口で申請してください。

※以前に助成を受けられていた方も申請が必要です。

4月からの利用をご希望の方は、4月28日（金）までに申請をお願いします。

事業名	重度心身障害者タクシー料金助成事業	障害者自動車燃料費用助成事業
助成内容	町が指定するタクシーの初乗り運賃相当額を助成。 1ヶ月あたり、タクシー乗車券（初乗り運賃相当額）2枚を交付。	1ヶ月に自動車燃料費に要した費用を助成。 ただし、1ヶ月1,250円を上限とする。
対象者等	朝日町に住所を有し、次のいずれかの障がいに該当する方 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級	朝日町に住所を有し、次の障がいに該当し、障がい者本人が自己所有の普通自動車を運転、又は介護者が自己所有の普通自動車を運転する場合。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級
申請に必要な書類	・申請書 ・障害者手帳	・申請書 ・車検証 ・障害者手帳 ・運転免許証（介護者が運転する場合は、介護者の運転免許証）

【申込み・問い合わせ先】 保険福祉課 377-5659